

# 仁徳天皇聖帝伝承の形成

——漢代儒教思想との関連から——

## はじめに

日本古代の思想の発展を考えていくと、そこにはおのずから中国の思想の影響をふまえなければならぬ。その中には陰陽五行思想などの神秘思想も含まれており、このことは注目する必要があるだろう。中国において神秘思想は、儒家思想の流れの中で形成され、漢代には思想的に体系化されるのだが、それらは漢代思想のもっとも大きな特徴であり、殊に陰陽五行思想は王朝交替の革命思想と結びつくなどの発展を遂げた。革命思想は中国では古典的な歴史理念とされ、しかも為政者は天の命を受けてはじめて天子としての地位を確立できるのであり、王朝交替の原理は天命の思想によって支えられていることが理解される。

革命思想の起源は『易』の「革」の象伝に「天地革而四

須 貝 美 香

時成、湯武革命、順乎天而応乎人、革之時大矣哉。」とあり、そこに「湯武革命」の語がみえる。これは別に「殷周革命」ともいわれるものだが、革命における政治理念は革命思想に基づいている。天子が天命を受け天帝にかわって人民を統治するという考え方は、すでに周の時代には天の思想として確立されていた。それによると、革命の根柢は人民にあり、天は民の意にしたがって天命を下すことになる。命を受けて天子となれるのは有徳の者のみであるから、その有徳ゆえに天子は天の意に適う政治を行い徳政を施さなければならなかった。もし天子の政治が天意に背くことがあれば、天は天変地異などをもって譴告する。それでも政治が改まらなければ、天は新しい受命の天子を立てて政治を行わせるのである。

ところで天変地異による天の譴告というのは、例えば水

早の災害や害虫の大量発生といった現象で示され、それらは農業国家を維持していく上で重要な危機を逼るものであった。そのため天子は、農業における生産力の向上と経済力の確保をもって民生を安定させる上で、天の意に添う徳政を施いて、自らの有徳性を天下に知らしめなければならなかったのである。

このように天命思想やそれと大きく関わっている革命思想・災異思想などは、日本ではほとんど受容されなかったように考えられている。しかし実際には、神秘思想に関する書物などの伝来に伴って摂取され、日本的な方向へと変容を遂げながら展開していったのである。そこで日本において神秘思想はどのように把握されていたかを、天命と災異を中心とした上で、儒教に基づく律令国家建設のために果たすべき為政者の役割とその礼制をみながら、とくに『日本書紀』の仁徳天皇聖帝傳承の形成を考えていくことにする。

### 一 仁徳聖帝傳承と『礼記』月令

仁徳天皇は、記紀がともに「聖帝」と称える天皇である。『日本書紀』では、仁徳紀四年春二月から十年冬十月までの記述をもって仁徳天皇を聖天子に位置付けているが、それはまた「課役免除という、王としては副次的な機能に関

連して『聖帝』とされている」ともいわれる。課役免除というのは、民心の安定を図る上で有効な社会政策ではあるが、しかしそれだけで「聖帝」とするのは安易であるといえよう。寧ろそれは聖帝たるべき者が行う当然の義務に過ぎず、そこから農業国家における為政者の政務をふまえる直さなければ、聖帝としての仁徳天皇像は把握できないのではないかと思われる。そこでこの論では、仁徳紀四年春二月から十年冬十月までの記述を中心にして、仁徳天皇の聖帝像をとらえていくことにする。

古代社会の経済構造は農本主義であり、儒教は農業による国家の安定と維持を重視した立場をとる。中国では諸子百家のひとつに「農家」があり、農政のあり方が説かれている。『漢書』芸文志に「農家者流、蓋出於農稷之官。播百穀、勸耕桑、以足衣食。」とみえるが、この中の「農稷之官」の「農」は農業の始祖である神農のことを、「稷」は帝舜の時の農官で、周の始祖とされる棄のことを指している点から、周王朝は農本主義による国家を建設したといえる。そこには天命による徳治主義の成立も農業国家の建設も、ともに周王朝に起源をもつことが窺える。

農業国家を治める為政者は、民が勸農の精神を持つようにならなければならない。農耕社会では暦が年間の生産活動を規定しており、天子は天の意を汲んで生産力が向上す

るような曆を人民に授け、さらに曆に基づく農政指導を行  
い民生を安定させて、天子としての有徳性を示す必要があ  
った。『書』の堯典には「乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星  
辰、敬授民曆。」とあり、農事曆を作成して人民に農業に従  
事すべき時節を指導したことによって、国家を安定させた  
ことが記されている。

農事曆といわれるもののひとつに『詩』の「豳風七月」  
がある。この篇は「周の遠祖である公劉が、かつて周族を  
ひきいて開拓した陝西渭北の豳の地に伝えられた農事曆で、  
詩篇の形式で伝承されたものである」とされ、また「古い  
時代の夏曆が用いられて」いるという。夏の時代の曆は、  
『大戴礼記』に「夏小正」が伝えられている。後に『礼記』  
の「月令」が作られるが、これには一年間にわたる月々の  
時令と氣候について記されており、時令を下す為政者側か  
らまとめられたものである。「月令」は漢代にはいつてか  
ら、『国語』や『呂氏春秋』・『淮南子』などの時令や周書月  
令・玉居明堂礼・漢初十二紀等に基づいて整理されたもの  
であり、その変遷を通して、漢代において曆が重要視され  
たことが知られ、またそこに曆の様式の成立をみることが  
できる。この「月令」は漢代に成立したものであるから、  
漢代の農の思想を把握するのに適しているし、また日本にお  
ける漢代思想を考える上でも有効といえる。

そこで日本の農に関わる行政記事と「月令」にみえる礼  
制の接点を、仁徳紀の中から四年春二月条と同年三月条を  
取り上げて考えていくことにする。

四年春二月己未朔甲子、詔群臣曰、朕登高台、以遠望  
之、烟氣不起於域中。以為、百姓既貧、而家無炊者。

朕聞、古聖王之世、人々誦詠徳之音、每家有康哉之歌。  
今朕臨億兆、於茲三年。頌音不聆、炊烟輒疎。即知、  
五穀不登、百姓窮乏也。邦畿之内、尚有不給者。況乎  
畿外諸國耶。

この四年春二月条は、「朕登高台、以遠望之」ということ  
から、国見儀礼として把えられているが、ここでは予祝が  
なされていない。かえて「烟氣不起於域中」とか「百姓  
既貧、而家無炊者」など予祝儀礼の伝統を否定している。  
またここは、中国における天子の巡狩に際して行われる望  
祀としても把えられているところでもある。「礼記」の「王  
制」には、「天子五年一巡守。歳二月東巡守至岱宗、柴而望  
祀山川。覲諸侯、問百年者、就見之。命大師陳詩、以觀民  
風。命市納賈、以觀民之所好惡、志淫好辟。」とあるが、こ  
れを仁徳紀と比べてみると、いくつかの共通点がみられる。  
一つは「二月」である。天子の巡守は二月に東の岱山で山  
川を望祀することからはじまるが、仁徳天皇が高台に登っ  
て國中を遠望したのも二月になっている。もう一つは「民

風を觀ること」である。天子は詩によつて民の風俗を知り、また民の好惡を觀てその儉奢を推察するのであるが、仁徳天皇は遠望によつて民の窮乏を理解したのである。

天子巡守の目的は祭天祭地を行つたためであるが、その他にも重要なことがあげられる。「春秋公羊注疏」隱公八年の何休注には「王者所以巡守者、天下雖平、自不親見、猶恐遠方独有不得其所。」とあり、「白虎通疏證」巡守にも「道德太平、恐遠近不同化。幽隱不得所者、故必親自行之、謹敬重民之至也。」と述べられているように、遠近に關係なく道德や風俗が同化され、人民がすべて満足しうる環境にあることを確認するためである。しかし仁徳紀にあらわれている状況は、およそ道德太平の世とはいえないものである。仁徳天皇が即位してから三年も経つのに、その徳政を称える声が開かないばかりか、かえつて「人民は貧窮している。邦畿の内ですらそのようでは、畿外の諸国はさらに窮乏しているだろう」ことが推察できるほどの事態になつていくといふのである。

この二月条からみる仁徳天皇は、徳政を布き人民を教化するだけの徳を持たない天子だといふことである。天皇の徳性があらわれるのは次の三月条からであるが、その前に「月令」との関わりを考へておくべきであろう。

中国における祭礼は、古くは周代のものからも取り入れ

られているが、それらが整理され体系化されたのは漢代に入つてからである。それゆゑに礼そのものが周代と漢代の思想及び制度によつて支えられており、祭祀の制度については「漢書」礼楽志に基づくと考へてよい。そして「礼記」の「月令」もまた、五行思想など神秘的色彩の濃い漢代儒教思想の中で成立したものである。

その「月令」によれば二月は仲春の月とされる。この月は「擇元日、命民社。」とあり、后土つまり農業を司る土地の神を祀るのだが、注に「祀社日用甲。」とみえる。祭祀には吉日を選ぶわけだが、それには甲の日があてられるのである。つまり二月は祭祀の月であり、「王制」の巡守では天祭地祭が行われ、「月令」では地祭が行われる。「王制」と「月令」を併せた上で仁徳紀をみると、「四年春二月己未朔甲子」とあることから、仁徳天皇は、二月の甲の日に遠望したと考へられ、仁徳紀は「礼記」の思想に基づいていふことが理解できる。

仁徳紀の三月条には次のように記されている。

三月己丑朔己酉、詔曰、自今以後、至于三年、悉除課役、以息百姓之苦。是日始之、黼衣絰履、不弊尽不更為也。温飯煖羹、不酸餒不易也。削心約志、以從事乎無為。是以、宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺。風雨入隙、而沾衣被。星辰濡壞、而露床蓆。是後、風雨順時、五

穀豊穰。三稔之間、百姓富寛。頌徳既満、炊烟亦繁。

二月に人民の貧窮を知った仁徳天皇は、三月に三年間は課役を免除するという詔を出す。二月の遠望から三月の詔を出すまでの間については何も記されていないが、そこには何かしらの意図があったと考えてよいだろう。

「月令」で二月にあたる季春の月をみると、この月は「天子布徳行恵。命有司、発倉廩、賜貧窮、振乏絶。開府庫、出幣帛、周天下、勉諸侯、聘名士、礼賢者。」とあり、恵恤の政治を行うように定められていて、徳政を布き貧窮者の救済をしなければならぬことになっている。仁徳紀に記されている詔は、天皇の徳を示し、その慈悲の心を表現しているようにもみえるが、それよりも「月令」の「天子布徳行恵」と対応させた上でみていくと、その詔は課役免除というかたちで天皇の徳を示していることがわかる。

ここでは、仁徳紀の中でも四年春二月条と三月条について取り上げたが、二月三月と続く二つの記事は、およそ「礼記」の思想をふまえており、特に漢代儒教思想の中で把えていくと、「月令」の礼理念に基づいていることが窺える。それは『日本書紀』が抱えている儒教的な政治政策とも関係してくる問題であるから、「月令」は更に検討していく必要があると思われる。

## 二 仁徳紀と漢代思想

仁徳天皇は、儒家が理想とする堯や舜のような儒教的聖天子とされているが、仁徳紀の中にはおそらく堯や舜を意識したのであろうと思われる言葉が、四年春二月条と七年夏四月条にてでくる。「古聖王之世」と「古聖王者」がそれであるが、ここでいう「古聖王」とは、仁徳天皇よりも更に古い時代の聖王を指していなければならないので、これは堯と舜であると考えてよいだろう。あるいは周公なども想定できるが、この「古聖王」とは、儒家が理想とするところの聖王でなくてはならない。そして仁徳天皇が堯舜の世を理想とする尚古思想を受容することによって、日本も古くから聖王たちの教化をうけていたかのように記されるのである。そこには『日本書紀』が成立した奈良朝初頭の政治思想が影響したと考えられる。

中国では、歴史はもと太古において理想の状態にあったのが、時代が降るにしたがって墮落するにいたったという古代を尊重する考え方がある。そして孔子は、周の建国の時代というものを理想とし、門流にいたっては堯舜の時代が想定されるようになったという<sup>8)</sup>。仁徳紀には、こうした中国の尚古思想が深く反映しているように思われる。

日本では大化改新以後に、儒教を政治の根幹におく中央

集権国家の形成がみられるが、そこには為政者である天皇自身が歴史を学び、儒教の徳目に基づいて直接政治を行うという理念が現れる。史書としての『日本書紀』は天武朝以降の歴史観によって成立しているとみられるのだが、その内容も中国の史書の影響を受けて、編年体を用いつつも紀伝体の「本紀」の要素を含め、漢風に潤色されている状況がみられる。その中で仁徳天皇を聖人化し、儒教思想による歴史観の中に位置付けていくのは、中国的な尚古思想のあらわれであるといえよう。儒教的な史観に基づいて聖帝とされる仁徳天皇が更に「古聖王」の存在を出しているのは、日本における儒教国家としての理念（尚古）を説明するものであり、東アジア社会における儒教国家としての確かな位置付けが必要であったためと思われる。

しかし、中国における為政者が天命を受けて君主権を得るには、その有徳性が第一条件であるのに対し、日本では神と天皇が一連の系譜上に位置する「万世一系」の思想によって正当な支配者とみなされるので、儒教の徳治主義を重要視するなどの有徳性や天命による王朝交替の論理は、本来介入するはずがないのである。だが仁徳紀には中国的な特殊な論理が明らかにならわっている。それは仁徳天皇を仁徳系皇朝の最後の武烈天皇と対比させ、堯舜と桀紂のような関係に位置付けていることが読み取れる。

仁徳紀にみえる災異思想は、明らかに仁徳天皇を有徳の天皇として語る物語を保証するものである。災異思想は農業国家にとって重要な問題を示しているのだが、漢帝国は強大な農業国家であり、国教とされた儒教は農耕社会の維持を重視する思想であるから、儒教と農の関わりは深い。為政者たる天子は、天が万物を化育するように、天子もその徳をもって民を教化し、民生を安定させる政策をとらなければならなかった。農業が国家経営の基盤である以上は、為政者は民の間に勸農の精神を育成するように教導し、農耕儀礼などの直接生産活動に関わる行事をとり行う必要があったのである。中国においては国家の繁栄はそのまま為政者の有徳性と比例していたと考えられる。さらに漢代の特に前漢時代の中心的な思想は、人事と自然との間には密接不離な相互関係があるとす、天人相関思想あるいは天人合一思想と呼ばれるもので、それは董仲舒によって強く主張された思想であった。

董仲舒は、春秋公羊学を基盤に君主権の強化拡張を説き、専制国家の建設及び思想統制を決定的にした前漢の儒者だが、その一方で君主権抑制のために災異説をも説いている。『漢書』董仲舒伝にみえる「賢良对策」には、「臣謹案春秋之中、視前世已行之事、以觀天人相與之際、甚可畏也。國家將有失道之敗、而天乃先出災異以譴告之。尚不知變、而

傷敗乃至。」とあり、必ず過去の事に因つて、天は災害を起こして譴告するが、それで反省し、過ちを改めなければ怪異を起こして威嚇する。その異変すら知らなければ国家滅亡の事態まで進んでしまつと説くのである。すなわち為政者と天は連動しているから、為政者が天の意に背けば、天災異をくだして警告するのである。

中国においては古典的かつ伝統的な政治理念・歴史理念としての革命思想が存在しており、有徳性が為政者を決定するために、君主は善政に励まなければならなかつた。しかし、天子の有徳性を基調とする政治理念とは、革命思想とそれによる王朝交替を前提としなければ形成されない思想であると考えられる。それが、仁徳紀の中に取り込まれているのは、重要な問題であるといえるだろう。

仁徳紀の中から災異思想のあらわれをみてみると、四年春二月条には「即知、五穀不登、百姓窮乏也。」とあり、同三年三月条では「是後、風雨順時、五穀豊穰。」と記されている。この「五穀不登」から「五穀豊穰」への推移の中に災異思想をよみとることができるのである。三月条の「是後、風雨順時」は、二月条の「今朕臨億兆、於茲三年。頌音不聆。炊烟輒疎。」を受けるものである。ここに仁徳天皇は、即位してからすでに三年を経るのにその徳を称える声があがらないばかりか、穀物も稔らず、人民は貧窮してい

るのを知り、「人民が貧しいのは天の恵みが薄いからで、天の恵みが薄いのは為政者の徳が足りないためである。」というのである。「頌音不聆」とあるのは、仁徳天皇の不徳を示しており、「五穀不登」というのは、天皇の政治が天の意に適わなかつたことを説明するものであろう。それは董仲舒が「国家将有失道之敗、而天乃先出災害以譴告之。」と説いたことからみれば、仁徳紀の「五穀不登」はまさに、天皇の失政のために天は災害を起こして戒告した結果であるということになる。即位してからの三年間の天皇の政治についての記述はみられないが、災害による一層の貧窮状態が継続したことを、文脈の上から読み取れよう。ここで天皇が自省し善政を行わなければ、民生を安定させることはできず、国家は存亡の危機を迎えることになる。仁徳天皇が自らの不徳を悟り改過遷善したことは三月条に明らかである。詔に出された課役免除はあくまでも政治政策のひとつにすぎない。重要なのは寧ろ詔を出したその日から、天皇自身が身を慎んだことにある。すなわち、「是日始之、黼衣絰履、不弊尽不更為也。温飯煖羹、不酸饑不易也。削心約志、以從事乎無為。是以、宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺。風雨入隙、而沾衣被。星辰濡壞、而露床蓐。」という暮らしぶりをはじめとして、善政に務めることになる。そして、天皇が治世を正し、人民を優先する政治が行われているこ

とがはつきりしてから、はじめて「是後、風雨順時、五穀豊穰。」となったのであって、それまでは風雨は「不順」であつたといえるだろう。

ここには董仲舒の思想が深く反映していると思われる。

董仲舒は災異について『春秋繁露』の中で「其大略之類、天地之物、有不常之變者、謂之異。小者謂之災。災常先至、而異乃隨之。災者天之譴也、異者天之威也。譴之而不知、乃畏之以威。詩云、畏天之威、殆此謂也。凡災異之本、尽生於國家之失。國家之失、乃始萌芽、而天出災害以譴告之。譴告之而不知變、乃見怪異以驚駭之。驚駭之尚不知畏恐、其殃咎乃至。以此見天意之仁、而不欲陷人也。」(必仁且知篇)と説き、災異は民意に基づいた天の意があらわれたもので、為政者への警告であるとする。それゆえに災異があらわれれば為政者はその悪政を反省し、自ら道徳の実践者となつて善政を行わなければならないのである。天は命をくだして天子を立てるが、その天子の行動に対する反応が災や異というかたちであらわれてくることになる。それは同じく『春秋繁露』に「省天譴而畏天威。内動於心志、外見於事情。修身審己、明善心以反道者也。」(二端篇)と説かれているところからも知られる。したがって、仁徳天皇は「五穀不登」を自分の不徳による災異ととらえ、天の譴告があらわれたことを反省し、身を謹んだのである。その

後の天皇の政治は天意、すなわち民意に適うものとなったことは、三月条の末に「三稔之間、百姓富寛。頌徳既滿、炊烟亦繁。」とあることから窺える。

### 三 仁徳聖帝伝と天命思想

仁徳天皇を儒教的聖天子として位置付けるのは、課役免除といった具体的な政策などによるものではない。むしろ仁徳紀が最後に「於是、天皇夙興夜寐、輕賦薄斂、以寛民萌布徳施恵、以振困窮。弔死問疾、以養孤孀。是以、政令流行、天下大平。廿余年無事矣。」と記しているように、天皇が為政者として儒教の徳目にしたがつて道徳を實踐したところに重要な意味があるのであり、儒教的聖天子とは、道徳の実践者でなくてはならないということである。四年三月条に「風雨順時」とあるのは、天皇の徳政が天の意に適つたため、本来為政者はいかなる天変地異が起ころうとも、それを除去する力(有徳性)が必要であつた。それをもつて天子の有徳性が人民に知らしめられ、天子の権威も保証されたのである。その意味において、仁徳天皇は有徳の天子としての地位を獲得できたといえる。

仁徳紀の四年春二月と三月にあらわれた「五穀不登」から「風雨順時」を経て「五穀豊穰」への展開は、董仲舒の災異思想に基づいていると考えてよいであろう。この「風



雨順時」についてはこれまで何の説明も加えられることはなかったが、ここから日本における漢代の災異思想の受容が、具体的に存在したことを知る事ができるのである。

ところで、仁徳紀には、明らかに災異思想や天命思想によって説明された儒教的天皇伝の形成がみられる。災異思想や天命思想は漢代に至って体系化され、漢代の儒教の国教化による政治理念と深く結びつき、その後の王朝にも引き継がれることで中国の歴代王朝を根底から支え続けてきた。仁徳紀に窺えるこのような漢代の思想の反映は、文武朝および奈良朝初頭の政治理念が投影されているとみる事ができるのではないだろうか。それは、このような思想が文武朝から奈良朝初頭に集中して現れるからである。たとえば『続日本紀』によると、文武天皇の詔には

陰陽失度、炎旱弥旬。百姓飢荒、或陷罪網。宜大赦天下、与民更新。死罪已下、罪無輕重、咸赦除之。老病鰥寡惻独、不能自存者、量加賑恤。其八虐常赦所不免、不在赦限。又免諸国調之半。(慶雲二年八月)

夫礼乃弘、天地経義、人倫鎔範也。道德仁義、因礼乃弘、教訓正俗、待礼而成。(慶雲三年三月)

元明天皇の詔にも

凡為政之道、以礼為先。無礼言乱、言乱失旨。(慶雲四年十二月)

元正天皇も

世諺云、歲在申年、有事故。此如所言。去康申年、咎微屢見、水旱並臻、平民流没、秋稼不登。国家駭然、万姓苦勞。遂則朝廷儀表、藤原大臣奄焉薨逝。朕心哀慟。今亦去年災異之余、延及今歲、亦猶風雲氣色、有違千常。朕心恐懼、日夜不休。然聞之旧典、王者政令不便事、天地譴責以示咎微。或有不善、則致之異乎。(養老五年二月)

と記されていて、奈良朝の儒教思想が神秘性を持つ漢代儒教を基盤としており、災異に対する深い理解があったことがわかる。またこれらの天皇は礼教主義によって治政につとめている。礼制を重視して臣下や人民を統べようとするが、それらを導くにあたって、徳を前提において直接的に政治を執るのは、奈良朝の天皇にみられる特徴である。漢代儒教が果した大きな役割というのに、災異説などによる原始儒教の変革と、礼教に基づく国家主義の完成をあげる事ができるが、それは、日本の国家建設にあっても機能した思想であったといえる。

災異思想は、前漢から後漢への時代の流れの中で様々な変貌を遂げていくのだが、とくに社会不安の状況の中で流行する傾向がみられる。たとえば前漢も末になると、国家機構が内部から腐敗していく一方で、天災地災が起こるな

ど、社会は混乱するばかりとなるのだが、前漢最後の皇帝となつた哀帝は国家衰亡の事態を眼前にかかえて「朕承宗廟之重、戰戰兢兢、懼失天心。間者日月亡光、五星失行、郡国比比地動。乃者河南、潁川郡水出、流殺人民、壞敗廬舍。朕之不徳、民反蒙辜、朕甚懼焉。已遣光禄大夫循行举籍、賜死者棺钱、人三千。其令水所傷累邑及他郡国灾害什四以上、民貲不满十万、皆無出今年租賦。」〔漢書〕哀帝紀〕と述べ、為政者の不徳ゆえに様々な災害が起こり、社会が不安定な状況となつてゐるというのである。災異はまさに国家滅亡の危機を警告する脅威であつた。それはおそらく日本でも同じであつただろう。天皇は儒教国家を統べる天子であつたから、文武朝から奈良朝初頭の天皇たちはみな、儒教的聖天子としての責を果すべく、道徳を實踐し修養に努め国家の安寧をはかつたわけだが、その皇統を継いだ聖武天皇の世になると、うち続く天変地異によつて社会不安が広がり、天皇は天平六年四月に「比日天地之災、有異於常。思朕撫育之化、於汝百姓、有知朕意焉。諸道節度使、事既訖。於是令国司主典已上、掌知其事。」という詔を出さねばならなかつた。ここに儒教国家を治める者としての義務が示されており、日本の思想の中に災異思想が深く浸透してゐたことがわかる。またこの聖武天皇の詔と哀帝の詔とを比べてみると、どちらも災害が起こるのは為政者であ

る自分の徳が足りない（天の意に適わない）ためだとするものであり、そこで人民に対しては儒教の徳目に沿つて救済措置をとるなどの点については、同じ思想に基づいてゐることが知られる。そこには天人相関の思想があらわれてゐることを窺うことができ、また文武朝から奈良朝初頭にかけての漢代儒教思想の理解が、仁徳紀の伝承を形成する基盤となつたであろうことが推測されるのである。

この災異思想を支える根本原理は天命思想であつた。災異の現象は天子の政治に対する天の意思表示とみなされるが、すでに述べたように天子が失政を犯し、なおその為政を悔い改めない時には、天は王朝や国家の滅亡まで至らせる。それは主権者の交替、つまり革命を引き起こす要因でもある。王朝の創始は有徳の天子によるものであり、王朝の存続は為政者の有徳性にしがたつて決定されるから、正しく天の意に適う政治を行わなければ、災異にみまわれ革命が起きることになる。

中国ではいかなる王朝が興るうとも、それは天命によつて説明される。有徳者に天命が降りてはじめて天子たる資格をもつという理念である。しかも天命は民意にしたがうので、天命の決定権は人民にあり、天は人民の為に有徳の為政者を選んで政治を執らせるのだが、このような天命に基づく政治観念が、仁徳紀にもみることが出来る。仁徳紀

七年夏四月条に「其天之立君、是為百姓。然則君以百姓為本。」とあり、「百姓を本となす」というのは天命思想の原理に基づく政治観念を示すものである。政治は人民に幸福安寧をもたらすもので、為政者は民を養い徳をもって教化を促す義務があった。それゆえに国家と人民と農は均しく位置付けられる必要があった。その関係については、たとえば『尚書』五子之歌では「民惟邦本、本固邦寧。」といひ、『史記』酈生列伝では「王者以民人為天、而民人以食为天。」というのであり、また『漢書』文帝紀では「農天下之本也、民所恃以生也」、同じく宣帝紀では「農者興徳之本也」、「後漢書」和帝紀にも「農食之本」というように、相互に関連しあっていることが理解できる。このようにみていくと、仁徳紀の「其天之立君、是為百姓。」はもともと儒教的といえるし、「然則君以百姓為本。」とあるのも、民を天と等しき存在として敬っていることを説明するものである。

このような天命思想は、およそ日本の伝統的な観念とは相反するように思われる。それは神統譜から皇統譜への流れの中から考えれば当然のことともいえるが、にもかかわらず天命思想はこのような内容をもって受容されたとみてよいであろう。特に漢代儒教は、漢代公羊学を創始した董仲舒が、災異思想を取り入れて君主権を抑制しつつも漢王

朝の正統性を主張し、王権による国家統一と、専制国家における君主権を肯定する立場をとった。その上で徳治主義による世界国家の完成を目指す「大一統」説を主張している。そこで、日本の万世一系を生み出す国家支配の原理を考えることも可能であると思われる。

大化改新以降における日本の国家建設の政治理念は、儒教思想による徳治主義であり、それは文武朝から奈良朝初頭において明確な姿を現す。そこには、『日本書紀』の成立を促す奈良朝初頭の儒教における漢代思想の重要性を問わなければならないことが示唆されているといえよう。

#### おわりに

仁徳天皇の聖帝物語は、百姓の貧しさを憂えて課役を免除するということにある。しかし、この物語を儒教思想の具体的な事例に照らして考えると、仁徳紀四年春二月、同三月の詔が、いずれも『礼記』『月令』の思想を反映したものであることが理解できる。

農業国家においては、為政者の農政指導が国家経営の基盤となる。適切な農事暦を定めそれにしたがって農政を行うことが為政者の務めであり、それができてはじめて天の意に適ったとみなされ、為政者としての資格を得ていると認められる。この点から考えると、仁徳天皇の三月の詔は、

聖帝たる者の当然の義務にすぎなくなる。それ以上に重要なのは、農事は自然の変化に左右されるにもかかわらず、自然の変異は為政者の政治のあり方にかかっているという災異思想がみられることである。それと、天は民意によって為政者に天命をくだすという天命思想の二つの面から仁徳紀をみると、仁徳天皇が聖帝とされるのは、自らの政治のあり方を天に問ひ、政治の失を反省し、天の意を汲んで徳を布き善政を行い、人民に幸福安寧を与えるなどの、儒教的聖天子として行うべき道を実践したことによる。

しかし、なぜ仁徳天皇が儒教的な聖帝として位置付けられたのかについては、さらに検討していかなければならぬ問題であろう。ひとつの推測として『古事記』との関係が考えられる。上・中・下と三巻に分けられる『古事記』の中で仁徳天皇が下巻の冒頭におかれていることから、まさに人の世のはじまりを示す天皇とみなすことができるだろう。そのような天皇が前代の神人的天皇像を離れて、儒教的聖天子としての新たな聖人像の中で、日本の国家のみならず、東アジア社会を意識し、国家の正統な支配者を保証する天皇伝の形成にかかわったのだと思われる。

本論では仁徳紀の中でも、四年春二月から十年冬十月までの記述について考えてみたが、災異と天命、二つの思想が仁徳紀にみられるということは、おそらく漢代儒教思想

を学問として身につけた者の手による歴史的な作意があったとみてよいであろう。また思想上の専門的理解については、董仲舒の『春秋繁露』を基調としていると思われる。仁徳天皇の聖帝伝承は、尊天重民という儒教道徳を実践する天皇として、まさに為政者たるべき者が範としなければならぬ儒教的聖天子像を演出し、漢代儒教思想をもって天皇のあり方を示したところにあるといえる。そしてこのような聖帝思想を生み出したのは、奈良朝初頭の政治理念であったと推定される。

なお、残された問題も多くみられるので、それらについては、続稿を期することにする。

注1 安居香山『中国神秘思想の日本への展開』一一一頁〜四頁 大正大学出版部 一九八三年

2 安居香山『緯書と中国の神秘思想』一七〇頁 平河出版社 一九八八年

3 日本思想大系『古事記』補注一六 四四一頁 岩波書店 一九八八年

4 白川静『中国古代の民俗』二八四頁 講談社学術文庫 一九八九年

5 前掲書 二五〇頁

6 島邦男『五行思想と礼記月令の研究』一六四〜一五頁 汲

古書院 一九六四年

7 本文は日本古典大系『日本書紀』（岩波書店）による。  
以下同じ。

8 小島祐馬『中国の革命思想』一三頁 筑摩書房 一九七  
一年

9 日原利国『漢代思想の研究』六四頁以下 研文出版 一  
九八六年

なお、このような董仲舒の災異思想は、後漢の何休など  
にも端的にあらわれており、漢代の主流的思想であった  
ことが窺われる。（田中麻紗巳『兩漢思想の研究』一九九  
頁以下 研文出版 一九八六年）

付記 本稿は、一九九二年五月上代文学会大会（五月一七日、  
於山口大学）の研究発表の草稿をもとに加筆補正したもの  
である。ご教示いただいた先生方、また成稿にあたってご指  
導を賜った辰巳正明先生に、深謝申し上げます。